

Title	政府主導型の貿易政策決定過程
Sub Title	Trade policy making under governmental rule
Author	歌田, 亜弥子(Utada, Ayako)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2000
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.93, No.2 (2000. 7) ,p.437(149)- 450(162)
JaLC DOI	10.14991/001.20000701-0149
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20000701-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政府主導型の貿易政策決定過程*

歌 田 亜弥子

1 序論

関税及び貿易に関する一般協定（GATT）や国際貿易機関（WTO）協定にもとづき、各国政府は貿易障壁の削減に勤しんできた。しかし、アンチ・ダンピング措置が乱用されたり、米国通商法301条に基づく一方的措置が適用されるなど、各国の保護主義的な動きは依然として衰えることがない。このような各国の保護主義的な動向は、国家間の貿易摩擦を生み、さらには国際問題に発展する可能性も少なくないことから、その背景を探り構造的に把握しようとする試みが多くなされてきている。

これまで、国内における貿易政策の決定には利益団体が直接もしくは間接的に関与していることが指摘されてきた。日本においても、コメの自由化に際して生産者団体が中心となり反対運動が展開されたことは記憶に新しい⁽¹⁾。このような現状を踏まえ、利益団体が政策決定に参加する政治プロセスを政治経済学的に分析するという試みがなされてきている⁽²⁾。しかし、これまでの貿易政策の決

* 本論文の作成に当たって、大山道広教授、矢野誠教授をはじめ、長名寛明教授、川又邦雄教授、塩澤修平教授、白井義昌助教授から有益な助言・コメントを頂いた。記して謝意を表したい。草稿段階から、詳細なアドバイスをしてくださった津曲正俊助教授、投稿にあたり大変丁寧に修正箇所を指摘してくださったレフェリーの方にも、この場を借りて御礼を申し上げたい。なお、本論文のありうべき誤謬は、すべて筆者の責任に帰するものである。

- (1) ウルグアイ・ラウンドで採択された現WTO農業協定により、農産物に関するすべての非関税障壁は廃止されるか、もしくは関税に転換されなければならなくなった（この転換は「関税化（tarification）」として知られている）ことを受け、政府は、現WTO農業協定に基づいた算定により、2000年度には輸入米の関税率を341円/kgとすることなどを決定し、米の「関税化」に踏み切った。米の「関税化」に関しては、生産者団体のみならず消費者団体も、食の安全性・主食の自給政策・環境の保全等を理由としてコメ自由化阻止運動に加わったことを指摘しておく。（国民生活センター編（1997）『戦後消費者運動史』）
- (2) 貿易政策の決定過程に関するこれまでの研究のサーベイとしては、Helpman（1995）、Rodrik（1994）等があげられる。

定過程に関する研究では、政策決定に参加するような利益団体の存在が所与であり、いかなる場合にどのような利益団体が結成され、政策決定に参加しうるかについては問われていない⁽³⁾。さらに、これまでの分析では、Grossman and Helpman (1994) などに代表される利益団体主導型の政策決定過程をとりあげるものが比較的多かった。そこでは、ある政策をめぐる対立する利益団体が、それぞれより有利な政策決定がなされるように政府に働きかけを行うプロセスが分析の対象となる。しかし、五十五年体制に象徴されるような同一政党が長期にわたり政権を握るような場合には、政府自らが利益団体の政策決定過程への参加を促し、主導的な役割を果たす可能性がある。このような政治状況のもとでは、本稿で分析するような政府主導型の貿易政策の決定過程を定式化し、そのもとで決定される貿易政策を分析することに意義があると思われる。本稿の目的は、Findlay and Wellisz (1982) の研究を発展させることにより政府主導型の政策決定過程の単純なモデルを提示⁽⁴⁾し、国民のごく一部の利益を追求し保護貿易を要求する団体と、国民全体の利益を追求し自由貿易を要求する団体という極端な二つの団体が存在する際に、それらの団体がいかなる場合に政策決定に参加するか、そしてそのもとで貿易政策がどのように決定されるかを明らかにすることにある。

本稿では、貿易政策の決定において政府が主導的な役割を果たすような小国の政治経済モデルを提示する。そこでは、輸入財の価格を所与とする小国経済において、まず政府が関税率の決定に関するルールを設定し、そのもとで国民の一部の利益を追求し保護貿易を求める団体と、国民全体の利益を追求し自由貿易を求める団体が、相手の参加・不参加を所与として、自ら政策決定過程に参加するか否かを決定する場合を想定する。このとき、いくつかの制約のもとで導かれる一つの可能性は、政府が団体の支援活動を高く評価している場合に、保護貿易を求める利益団体のみが政策決定に参加し、輸入禁止的関税水準が達成されることである。これは、自由貿易を求める団体の参加・不参加に関わらず、保護貿易を求める団体が参加する場合には輸入禁止的関税水準が達成され、参加しない場合には自由貿易が達成されることから、自由貿易を求める団体は結成に少しでもコストが生じる場合には、政策決定に参加するインセンティブを持たないことによる。

次節では小国の経済構造を説明し、3節では政治構造および政策決定過程を説明する。このとき、政府主導型の政策決定過程は、次のような3つの段階からなるものとする。第1段階では、政府が政策決定に関するルールを提示する。第2段階において、各団体は、他の団体の参加・不参加を所

(3) Grossman and Helpman (1994) では、全国民がある利益団体に所属し政策決定に参加するという極端なケースにおいては、利益団体どうしの政治的圧力が相殺され自由貿易が達成されることが示される。このとき、例えば全国民が一つの団体に所属し政策決定に参加するというケースも含まれるが、このような利益団体がいかなる政策決定過程においても存在しうるかは自明ではない。

(4) Findlay and Wellisz (1982) では、利益団体が経験的に政府がどのようなルールに基づいて政策を決定するかを知っているものと想定され、そのルールのもとで利益団体が行動する場合の政策決定過程を分析している。本稿では、政府がこの政策決定ルールを過程の始めに設定できることを想定することにより、政府主導型の政策決定過程のモデル化を試みる。

与として、政策決定に参加するか否かを決定する。参加を表明する団体は、第3段階において、政策要求にともなう支援額を決定する。4節、5節、6節では、それぞれ過程の第3、第2、第1段階を後ろから順に解いていく。4節では、第1段階で提示される関税率関数のもと、第2段階で決定するそれぞれの参加形態（いずれの利益団体も参加しないケース、いずれかの団体が参加するケース、双方の団体が参加するケース）について、第3段階のサブゲーム均衡として決定される支援額の組み合わせを求める。さらに、5節では、第2段階のナッシュ均衡として決定される参加形態を導出し、それが成立する条件を明らかにする。6節では、この条件のもとで、政府は第1段階において、自らの目的関数の値を最大にするように関税率関数を決定することを示す。第7節では、本稿の限界と拡張の可能性について述べる。

2 経済構造

本稿では、輸入財の価格を所与とする小国経済を想定する。また、この国の代表的消費者は、簡単化のため、次の効用関数を最大にするように消費を決定する。

$$U = -\frac{1}{2}ac_x^2 + \beta c_x + c_z \quad (1)$$

ただし、 c_x は x 財の消費を、 c_z はニュメレル財 z の消費を表わす。輸入代替財 x の国内価格を p_x 、代表的消費者の所得を E とすると、代表的消費者の予算制約条件は、次のように表わせる。

$$E \geq p_x c_x + c_z \quad (2)$$

$d(p_x)$ を $U'(c_x)$ の逆関数とすると、代表的消費者の x 財の消費は $c_x = d(p_x)$ となる。さらに、 x 財の消費以外はすべてニュメレル財 z の消費にまわるので、代表的消費者の z 財の消費は $c_z = E - p_x d(p_x)$ となる。

ニュメレル財 z は、労働のみから生産され、規模に関して収穫不変である。 z 財の単位を適当にとることにより、賃金率 ω を1とする。他方、輸入代替財 x の生産には、労働のほかに特殊生産要素が必要である。国内における x 財の費用関数を、簡単化のため、以下のように特定化する。

$$H(x) = \frac{1}{2}x^2 + bx \quad (3)$$

生産者は、生産利潤 $p_x x - \frac{1}{2}x^2 - bx$ を最大にするように生産量を決定する。 $x(p_x)$ を限界費用関数 $H'(x)$ の逆関数とすると、生産者は $x = x(p_x)$ だけの x 財を生産し、以下のような利潤を得る。

$$\pi(p_x) = p_x x(p_x) - \frac{1}{2}x(p_x)^2 - bx(p_x) \quad (4)$$

x 財の国際価格を p , 輸入関税率を t とおくと、 x 財の輸入量と国内供給量は、国際価格 p のもとでプラスの値をとるものとする。これは $d(p) > x(p) > 0$, すなわち

$$\frac{\beta + ab}{\alpha + 1} > p > b \quad (5)$$

を仮定することを意味する。このとき、輸入禁止的関税水準は、

$$t^* \equiv \frac{1}{p} \left[\frac{\beta + ab}{\alpha + 1} - p \right] > 0 \quad (6)$$

で表わされる。 $0 \leq t \leq t^*$ を満たす領域で、 x 財の消費量、生産量、生産利潤は、それぞれ t の関数 $D(t)$, $X(t)$, $\Pi(t)$ として、以下のように表記することができる。

$$D(t) = \frac{1}{\alpha} [-(1+t)p + \beta] \quad (7)$$

$$X(t) = (1+t)p - b \quad (8)$$

$$\Pi(t) = \frac{1}{2} [(1+t)p - b]^2 \quad (9)$$

政策当局は、関税収入を全額国民に平等に還付する。簡単化のため労働供給量を 1 とするとき、国民所得は以下のように表される。

$$Y(t) = tp[D(t) - X(t)] + \Pi(t) + 1 \quad (10)$$

右辺の第一項は関税収入、第二項は x 財の生産から得られる利潤、第三項は賃金収入をそれぞれ表わしている。したがって、国民の総余剰 $W(t)$ は、以下のように表わすことができる。

$$\begin{aligned} W(t) &= Y(t) + S(t) \\ &= -\frac{1}{2} \left(1 + \frac{1}{\alpha}\right) p^2 t^2 + \frac{1}{2} \left[\frac{1}{\alpha} (p - \beta)^2 + (p - b)^2\right] + 1 \end{aligned} \quad (11)$$

ただし、 $S(t)$ は、代表的消費者が x 財を $D(t)$ 分だけ消費することによって得られる余剰を示す。 x 財の生産利潤は、特殊生産要素を所有する一部の国民にのみ帰属するものとする。国民に占める x 財の特殊生産要素の所有者の割合が十分に小さいとき、彼らの関税収入と賃金収入は、 x 財の生産利潤と比較して十分に小さいことから、特殊要素所有者の所得は以下のように近似できる。

$$I(t) = \Pi(t) \quad (12)$$

同様に、消費者余剰も生産利潤と比較して十分に小さいことを考慮することにより、特殊要素所有者の総余剰 $W_1(t)$ は、次のように表わすことができる。

$$W_1(t) = I(t) = \frac{1}{2} p^2 t^2 + p(p - b)t + \frac{1}{2} (p - b)^2 \quad (13)$$

したがって、それぞれの一階の微分は、以下のように表わされ、

$$\frac{dW}{dt} = -\frac{\alpha+1}{\alpha} p^2 t \quad (14)$$

$$\frac{dW_1}{dt} = p^2 t + p(p-b) \quad (15)$$

国民の総余剰は関税水準がゼロのとき最大値をとり、特殊要素所有者の総余剰は関税率の増加関数となる。

3 政治構造と政策決定過程

3.1 政治構造

x 財産業の特殊要素所有者は、生産利潤 $\Pi(t)$ を共有する。この共通の利益は、関税率 t の増加関数であることから、特殊要素所有者は、利益団体を結成し、政策当局に関税率の引き上げを求めようとするかもしれない。以下では、特殊要素所有者が、ある正の固定費用 F_1 を支払い利益団体を結成し（以下では利益団体 1 と呼ぶ）、資金提供等の支援活動を通じて、政策当局に関税水準の引き上げを求める場合を考える。このとき、利益団体 1 は、集団の純余剰

$$V_1(t, c_1) = W_1(t) - c_1 - F_1 \quad (16)$$

を最大にするように、支援額 $c_1 (c_1 \geq 0)$ を決定する。

このような保護主義的な政治活動に対抗しようと、 x 財の特殊生産要素を所有しない者も、利益団体を結成し政策要求活動に参加するかもしれない。以下では、特殊要素を所有しない者は、ある正の固定費用 F_2 を支払い利益団体を結成し（以下では利益団体 2 と呼ぶ）、資金提供等の支援活動を通じて、政策当局に関税水準の引き下げを求めるものとする。このとき、利益団体 2 は純余剰

$$V_2(t, c_2) = W(t) - c_2 - F_2 \quad (17)$$

を最大にするように、支援額 $c_2 (c_2 \geq 0)$ を決定する。

政策当局は、国民の総余剰から支援額をひいた国民の純余剰を考慮すると同時に、支援額そのものにも利己的関心があり、次のような目的関数をもつ。

$$G(t, c_1, c_2) = W(t) + (g-1)(c_1 + c_2) \quad g \geq 1 \quad (18)$$

g は、政策当局の国民の純余剰一単位に対する利益団体の支援一単位のウェイトを表している。この g の値が 1 より大きい場合には、政策当局がネットで利益団体の支援に関心があることを意味する。政策当局は、この目的関数の値を最大にするように、 x 財の関税水準 t を決定する。

3.2 政策決定過程

政府主導型の政策決定過程は3つの段階からなる。まず第1段階では、政策当局が政策決定に関するルールを提示する。簡単化のため、次の線形の関税率関数を想定する。

$$t(c_1, c_2) = \min\{\max\{\eta_1 c_1 - \eta_2 c_2, 0\}, t^*\} \quad (\eta_1, \eta_2) \in A \quad (19)$$

$A \subset \{(\eta_1, \eta_2) \mid \eta_1 > 0, \eta_2 > 0\}$ は、関税率関数のパラメータ (η_1, η_2) に関する政策当局の選択可能集合を表わす。政策当局は、利益団体1の支援額の増加関数、利益団体2の支援額の減少関数として関税率関数を提示することにより、双方の利益団体に対して政策決定過程への参加を促す。このとき、政策当局は、第2段階以降の利益団体の行動を読み込んだうえで、目的関数(18)式の値を最大にするように、集合 A に含まれる (η_1, η_2) の値を決定する。

第2段階において、利益団体は、提示された関税率関数のもと、他の利益団体の参加・不参加を所与として政策決定に参加するか否かを選択する。このとき、利益団体は、参加することにより得る純余剰の値と、参加せずに得る純余剰の値を比較し、前者が後者を上回る場合には参加を表明する。

政策決定に参加することを表明した利益団体は、第3段階において、他の利益団体の参加・不参加および支援額を所与として、純余剰を最大にするように支援額を決定する。

以下では、上で定義した3段階の政策決定ゲームのサブゲーム完全均衡を求める。このとき、第3段階から第1段階へと後方から解くことにより、均衡で実現される関税率関数、利益団体の活動が示される。

4 支援額の決定 (第3段階)

第2段階で政策決定に参加を表明する利益団体は、第3段階において団体の純余剰を最大にするように支援額を決定する。以下では、利益団体の参加と不参加を、それぞれ P (*Participate*) と N (*Non-Participate*) により表すものとし、利益団体1、利益団体2の順で記すこととする。したがって、例えば、 PN は利益団体1のみが参加するケースであり、 PP は双方の利益団体が参加するケースを示す。

4.1 利益団体1のみが参加するケース (PN)

第2段階において、利益団体1のみが参加を表明するとき、利益団体1の純余剰は、利益団体2の支援額をゼロとするもとの関税率関数(19)式を(16)式に代入することにより、支援額 c_1 のみの関数 $V^{PN}(c_1)$ として表わすことができる。利益団体1は、この純余剰 V^{PN} の値を最大にするように支援額 c_1 を決定する。

$$\max_{c_1} V_1^{PN}(c_1) = W_1(\min\{\eta_1 c_1, t^*\}) - c_1 - F_1 \quad (20)$$

このとき、まず、 $c_1 > t^*/\eta_1$ が最適にならないことは明らかである。それは、この領域で利益団体1の利得は $W_1(t^*) - c_1 - F_1$ で表わされ、 c_1 の減少関数となるためである。一方、 $0 \leq c_1 \leq t^*/\eta_1$ の領域で $V_1^{PN}(c_1)$ の c_1 に関する二階微分は正であることが確かめられる。これは、この領域の内点が最適とはならないことを意味する。したがって、 c_1 の最適な選択はゼロ関税率を実現する0か、あるいは輸入禁止的関税を実現する t^*/η_1 である。前者が選択される条件は、

$$W_1(0) \geq W_1(t^*) - t^*/\eta_1$$

である。以上のことから、 η_1 の値に対応した最適支援額が次のように得られる。

$$c_1^{PN} = \begin{cases} t^*/\eta_1, & \text{if } \eta_1 \geq t^*/[W_1(t^*) - W_1(0)] \\ 0, & \text{if } \eta_1 \leq t^*/[W_1(t^*) - W_1(0)] \end{cases}$$

4.2 利益団体2のみが参加するケース (NP)

第2段階において、利益団体2のみが参加を表明するとき、利益団体2の純余剰は、利益団体1の支援額がゼロであるもとの関税率関数(19)を(17)式に代入することにより、支援額 c_2 の関数 $V_2^{NP}(c_2)$ として表わすことができる。利益団体2は、この純余剰 V_2^{NP} を最大にするように支援額 c_2 を決定する。

$$\max_{c_2} V_2^{NP}(c_2) = W(0) - c_2 - F_2 \quad (21)$$

このとき、 $V_2^{NP}(c_2)$ は、 c_2 の減少関数であることから利益団体2の支援額はゼロとなる。

$$c_2^{NP} = 0$$

4.3 双方の利益団体が参加するケース (PP)

ここでは、第2段階において双方の利益団体が参加を表明するとき、第3段階の純粋戦略の均衡として決定される支援額の組み合わせを求める。

4.3.1 利益団体1による支援額の決定

まず、利益団体1の純余剰は、(19)式を(16)式に代入することにより、双方の利益団体の支援額の関数 $V_1^{PP}(c_1, c_2)$ として表わされる。利益団体1は、この純余剰を最大にするように支援額を決定する。

$$\max_{c_1} V_1^{PP}(c_1, c_2) = W_1(\min\{\max\{\eta_1 c_1 - \eta_2 c_2, 0\}, t^*\}) - c_1 - F_1 \quad (22)$$

純余剰 $V_1^{PP}(c_1, c_2)$ は、

$$\eta_2 c_2 / \eta_1 \leq c_1 \leq \eta_2 c_2 / \eta_1 + t^* / \eta_1$$

を満たす領域で、 c_1 に関する二階微分が正となる。したがって、最適選択がこの領域の内点になることは明らかである。一方、 $0 \leq c_1 \leq \eta_2 c_2 / \eta_1$ の領域では、常に関税率ゼロが実現されるため、 $V_1^{PP}(c_1, c_2)$ は c_1 の減少関数となる。同様に、 $c_1 > \eta_2 c_2 / \eta_1 + t^* / \eta_1$ の領域では、常に禁止的関税水準が成立するため、 c_1 についての減少関数となる。以上のことから、 c_1 の最適選択は、関税水準ゼロを実現する0かもしくは輸入禁止的関税水準を実現する $\eta_2 c_2 / \eta_1 + t^* / \eta_1$ である。利益団体1の純余剰は、前者のケースで $W_1(0) - F_1$ 、後者のケースで $W_1(t^*) - \eta_2 c_2 / \eta_1 - t^* / \eta_1 - F_1$ となる。この二つの大小関係が利益団体1の選択を決定することを考慮に入れることにより次の条件式を得る。

i. $\eta_1 \geq t^* / [W_1(t^*) - W_1(0)]$ のとき

$$c_1^{PP}(c_2) = \begin{cases} 0, & \text{if } c_2 \geq \eta_1 / \eta_2 [W_1(t^*) - W_1(0) - t^* / \eta_1] \\ \eta_2 c_2 / \eta_1 + t^* / \eta_1, & \text{if } c_2 \leq \eta_1 / \eta_2 [W_1(t^*) - W_1(0) - t^* / \eta_1] \end{cases}$$

ii. $\eta_1 \leq t^* / [W_1(t^*) - W_1(0)]$ のとき

$$c_1^{PP}(c_2) = 0$$

4.3.2 利益団体2による支援額の決定

他方、利益団体2は、利益団体1の支援額を所与として、団体2の純余剰を最大にするように支援額を決定する。このとき、利益団体2の純余剰は、(19)式を(17)式に代入することにより、双方の利益団体の支援額の関数 $V_2^{PP}(c_1, c_2)$ として表わされる。

$$\max_{c_2} V_2^{PP}(c_1, c_2) = W(\min\{\max\{\eta_1 c_1 - \eta_2 c_2, 0\}, t^*\}) - c_2 - F_2 \quad (23)$$

以下では、 $c_1 < t^* / \eta_1$ と $c_1 \geq t^* / \eta_1$ の二つのケースに場合分けをして考える。

$c_1 < t^* / \eta_1$ のケース：このケースでは、 c_2 のすべての値に対して関税率は輸入禁止的関税水準より小さくなる。この場合、 $c_2 > \eta_1 c_1 / \eta_2$ の領域で関税水準ゼロ、 $0 \leq c_2 \leq \eta_1 c_1 / \eta_2$ の領域で $0 \leq t < t^*$ を満たす関税水準が実現される。最適の c_2 が $\eta_1 c_1 / \eta_2$ より大きくならないことは、この領域で支援額に関係なく関税率ゼロが実現されることから明らかである。この結果、最適な c_2 は次の問題の解となる。

$$\max W(\eta_1 c_1 - \eta_2 c_2) - c_2$$

s.t.

$$c_2 \in [0, \eta_1 c_1 / \eta_2]$$

t' を次式を満たすものとして定義する。

$$-\eta_2 W'(t') = 1$$

この式を用いることで上記の問題の解は、

$$c_2^{PP} = \begin{cases} 0, & \text{if } 0 \leq c_1 < \min\{t', t^*\} / \eta_1 \\ \eta_1 c_1 / \eta_2 - t' / \eta_2, & \text{if } t' / \eta_1 \leq c_1 < t^* / \eta_1 \end{cases}$$

で示される。二つ目の条件は、 $t^* > t'$ の場合にのみ成立しうる。この条件は、 t' の定義と $W'(t^*) < W'(t') < 0$ から $\eta_2 > -1/W'(t^*)$ で表わすことができる。

$c_1 \geq t^* / \eta_1$ のケース：このケースでは、 $0 \leq c_2 \leq \eta_1 c_1 / \eta_2 - t^* / \eta_2$ を満たす c_2 において常に輸入禁止的関税水準が実現される。これは、この領域内で利益団体2の純余剰が $c_2 = 0$ で最大になることを意味する。また、先のケースと同じ理由で最適な c_2 は $\eta_1 c_1 / \eta_2$ 以下の値となる。以上のことから最適な c_2 はゼロあるいは $[\eta_1 c_1 / \eta_2 - t^* / \eta_2, \eta_1 c_1 / \eta_2]$ に含まれる値かのどちらかになる。後者の領域に限定した場合、利益団体2の純余剰は、上で定義した t' の性質から $t' < t^*$ (つまり $\eta_2 > -1/W'(t^*)$) のときのみ内点で最大になり、そのときの純余剰は $W(t') - \eta_1 c_1 / \eta_2 + t' / \eta_2 - F_2$ である。一方、 $t' \geq t^*$ のケースは端点 $c_2 = \eta_1 c_1 / \eta_2 - t^* / \eta_2$ で最大になるが、上記したようにこの点より $c_2 = 0$ で純余剰 $W(t^*) - F_2$ を得るほうが利益団体2にとって望ましい。以上のことから、 $\eta_2 > -1/W'(t^*)$ かつ

$$W(t^*) \leq W(t') - \eta_1 c_1 / \eta_2 + t' / \eta_2$$

のとき $c_2 = \eta_1 c_1 / \eta_2 - t' / \eta_2$ が選択され、関税水準 t' が実現されるが、それ以外のときは $c_2 = 0$ のもと輸入禁止的関税水準が実現される。

以上の二つのケースをまとめると、利益団体2の最適支援額は次のように示される。

i. $\eta_2 > -1/W'(t^*)$ のとき

$$c_2^{PP}(c_1) = \begin{cases} 0, & \text{if } c_1 < t' / \eta_1 \\ \eta_1 c_1 / \eta_2 - t' / \eta_2, & \text{if } t' / \eta_1 \leq c_1 \leq \eta_2 / \eta_1 [W(t') - W(t^*) + t' / \eta_2] \\ 0, & \text{if } \eta_2 / \eta_1 [W(t') - W(t^*) + t' / \eta_2] \leq c_1 \end{cases}$$

ii. $\eta_2 \leq -1/W'(t^*)$ のとき

$$c_2^{PP}(c_1) = 0$$

以上の分析をふまえて、以下では両利益団体が参加する場合 (PP) のサブゲームのナッシュ均衡を求める。記述の簡略化のため、次の二つの集合を定義するとき、

$$\Omega_1 \equiv \{(\eta_1, \eta_2) | \eta_1 \geq t^* / [W_1(t^*) - W_1(0)] \text{ かつ } 0 < \eta_2 \leq -1/W'(t^*)\}$$

$$\Omega_2 \equiv \{(\eta_1, \eta_2) | 0 < \eta_1 \leq t^* / [W_1(t^*) - W_1(0)] \text{ かつ } 0 < \eta_2\}$$

均衡は、次のように表わすことができる。

- i. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1$ のとき、 $(c_1^{PP}, c_2^{PP}) = (t^*/\eta_1, 0)$ が均衡。
- ii. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2$ のとき、 $(c_1^{PP}, c_2^{PP}) = (0, 0)$ が均衡。
- iii. $(\eta_1, \eta_2) \notin \Omega_1 \cup \Omega_2$ のとき、純粋戦略の均衡は存在しない。

このとき、これらの場合における利益団体 1 の反応関数 R_1 と利益団体 2 の反応関数 R_2 は、それぞれ図 1、図 2、図 3 のように表わされる。本稿では、純粋戦略均衡が存在しないケース iii は排除し、政策当局の選択可能集合 A が $A = \Omega_1 \cup \Omega_2$ を満たすケースに分析を限定する。

第 3 段階における両利益団体の反応関数
— 第 2 段階で双方の利益団体が参加を表明する場合 (PP) —

図 1 i. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1$ のとき

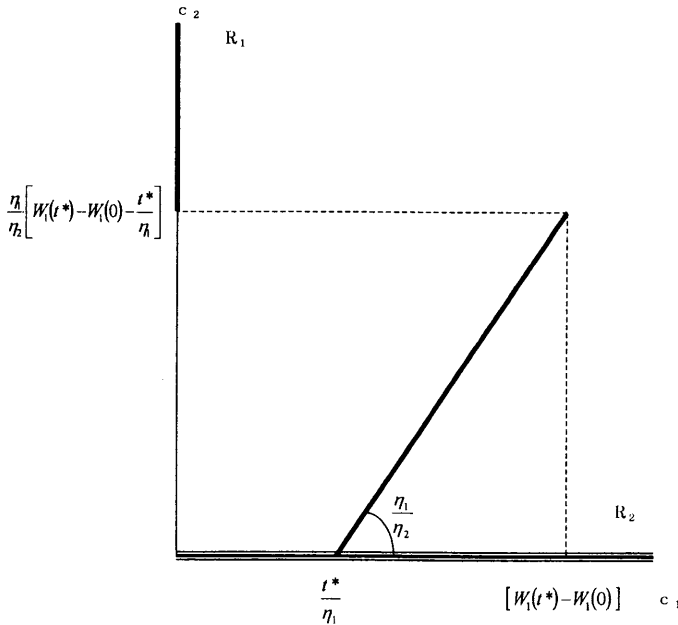


図 2 ii. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2$ のとき

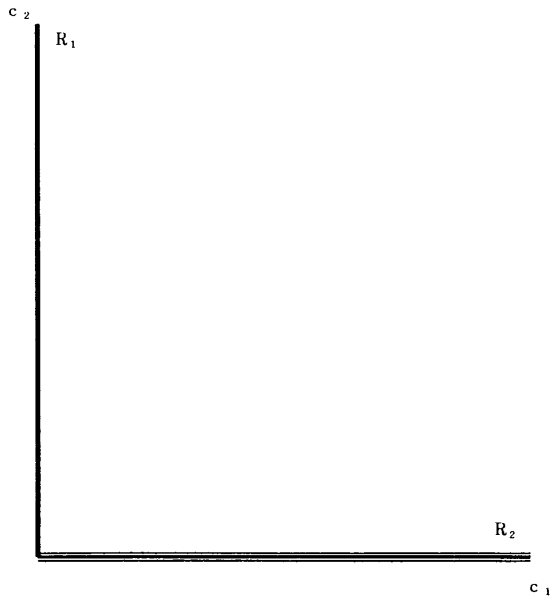
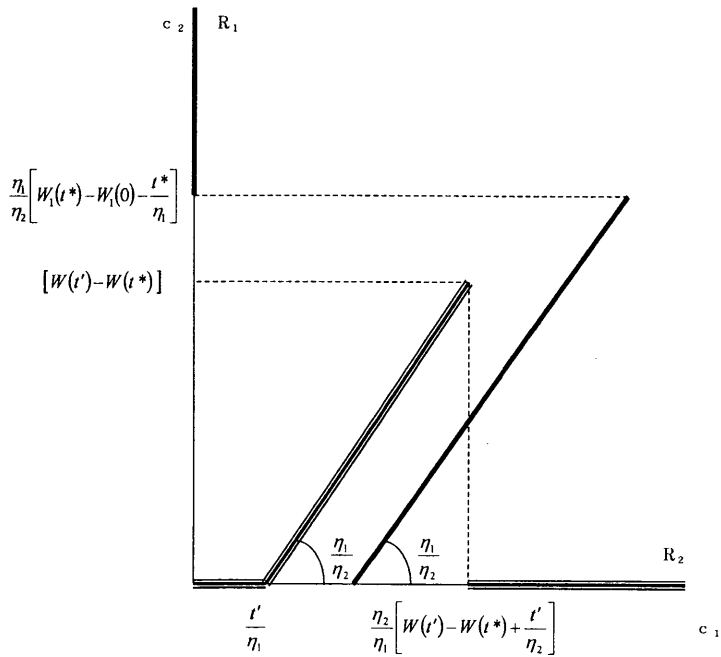


図 3 $(\eta_1, \eta_2) \notin \Omega_1 \cup \Omega_2$ のとき



5 参加ゲーム（第2段階）

第2段階において、利益団体は、他の利益団体の参加・不参加を所与として、自らが政策決定に参加するか否かを選択する。前節からも明らかなように、第2段階のゲームの利得構造は、第1段階で政策当局が選択する (η_1, η_2) に依存する。 $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1$ のケースと、 $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2$ のケースに分けて、それぞれの場合の利得構造を表わすと、下の表のようになる。

$(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1$ のとき

団体1 \ 団体2	<i>P</i>	<i>N</i>
<i>P</i>	$W_1(t^*) - t^*/\eta_1 - F_1, W(t^*) - F_2$	$W_1(t^*) - t^*/\eta_1 - F_1, W(t^*)$
<i>N</i>	$W_1(0), W(0) - F_2$	$W_1(0), W(0)$

$(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2$ のとき

団体1 \ 団体2	<i>P</i>	<i>N</i>
<i>P</i>	$W_1(0) - F_1, W(0) - F_2$	$W_1(0) - F_1, W(0)$
<i>N</i>	$W_1(0), W(0) - F_2$	$W_1(0), W(0)$

上の表から、 (η_1, η_2) が $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2$ を満たすとき、均衡では双方の利益団体は参加を表明しない (*NN*) ことは明らかである。また、 (η_1, η_2) が $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1$ を満たす場合には、 $W_1(t^*) - t^*/\eta_1 - F_1$ と $W_1(0)$ の大小関係で、前者がより大きい場合には利益団体1のみの参加 (*PN*) が、また後者がより大きい場合には両利益団体の不参加 (*NN*) が均衡となる。これらの結果を、集合 Σ を

$$\Sigma \equiv \{\eta_1 \in \Omega_1 \mid W_1(t^*) - t^*/\eta_1 - F_1 < W_1(0)\}$$

と定義することにより、以下のようにまとめることができる。

- i. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2 \cup \Sigma$ ならば、両団体は参加を表明せず (*NN*)、関税水準ゼロ、支援総額ゼロが実現される。
- ii. $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1 \setminus \Sigma$ ならば、利益団体1のみが参加を表明し (*PN*)、輸入禁止的関税水準 t^* 、支援総額 t^*/η_1 が実現される。

6 関税率関数の決定（第1段階）

政策当局は、以上で示した第3段階および第2段階の利益団体の行動を読み込んだうえで、自らの目的関数を最大にするように関税率関数を決定する。このとき、前節の i のケースでは、政策当局は、 $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_2 \cup \Sigma$ を満たす $(\eta_1^{NN}, \eta_2^{NN})$ に関税率関数を設定することにより、

$$t(c_1) = \min\{\max\{\eta_1^{NN} c_1 - \eta_2^{NN} c_2, 0\}, t^*\} \tag{24}$$

自由貿易における国民の総余剰と等しい目的関数の値を得る。

$$G^{NN} = W(0) \quad (25)$$

ii のケースでは、 $W_1(t^*) - F_1 - W_1(0) > 0$ のとき $\Omega_1 \setminus \Sigma$ に含まれる (η_1, η_2) が存在し、政策当局の目的関数は $G^{PN} = W(t^*) + (g-1)t^*/\eta_1$ と表わすことができる。 $(\eta_1, \eta_2) \in \Omega_1 \setminus \Sigma$ を満たすもとで、政策当局はこの目的関数の値を最大にするように、 (η_1, η_2) の値を決定する。

$$\frac{1}{\eta_1^{PN}} = \frac{\{W_1(t^*) - F_1\} - W_1(0)}{t^*} \quad (26)$$

$$\eta_2^{PN} \leq -1/W'(t^*) \quad (27)$$

このもとで設定される関税率関数

$$t(c_1) = \min\{\max\{\eta_1^{PN} c_1 - \eta_2^{PN} c_2, 0\}, t^*\} \quad (28)$$

を受けて、利益団体 1 は第 2 段階で参加を表明し、第 3 段階で支援額を以下のように決定する。

$$c_1^* = W_1(t^*) - W_1(0) - F_1 \quad (29)$$

したがって、このケースにおける政策当局の目的関数の値は以下のように求めることができる。

$$G^{PN} = W(t^*) + (g-1)[W_1(t^*) - W_1(0) - F_1] \quad (30)$$

政策当局は、双方の利益団体が参加せず、自由貿易が達成されるもとで得る目的関数の値 G^{NN} と、利益団体 1 のみが参加し、保護貿易が達成されるもとで得る目的関数の値 G^{PN} を比較し、いずれか大きいほうを成立させるように関税率関数を決定する。政策当局が利益団体の支援に十分な関心を持っており ($g \geq 1$ が十分に大きい)、利益団体 1 の結成にさほどコストがかからない (F_1 が十分に小さい) 場合には、 G^{PN} が G^{NN} より大きくなる。このとき、政策当局は関税率関数を (28) 式のように設定することにより、保護貿易を実現する。また、逆の場合には、政策当局は関税率関数を (24) 式のように設定し、自由貿易を実現する。

7 結 論

本稿では、小国経済において、まず、政府が関税率の決定に関するルールを設定し、次に、利益団体が政策決定過程に参加するか否かを決定し、最後に、利益団体が支援額を決定する政府主導型の政策決定過程を想定した。このとき、いくつかの制約のもと導かれる一つの可能性として得られる結果は、政府が利益団体の支援活動を高く評価している場合には、保護貿易を要求する団体のみ

が参加し輸入禁止的関税水準が達成されることである。これまでの貿易政策の決定過程に関する研究では、米国などを念頭においた利益団体主導型の政策決定過程が分析対象となってきた。しかし、これまでの日本のように同一の政党が長期にわたり政権を握るような政治体制を鑑みると、政府が政策決定に主導的な役割を果たしている可能性があり、政府主導型の政策決定過程を分析することも有意義ではないかと思われる。本稿では、この点に注目し、政府主導型の政策決定過程を描写する単純なモデルを提示した。

しかし、本稿の分析から得る結果は、混合戦略の可能性を排除し純粋戦略のみに注目したことに依存する。混合戦略を考慮に入れるならば、消費者集団のような自由貿易を求める利益団体を含め、複数の利益団体が政策決定に参加することが考えられよう。さらに、ここでは単純化のため、政府が設定する関税率関数が線形をなすような場合のみに限定していたことに注意したい。その結果、保護貿易が達成される場合には、関税率が輸入禁止的水準に決定されるという極端な結果が得られた。しかし、現行のWTO協定のもとでは、政府は、このような水準に関税率を決定することはできず、高々現水準を維持するにとどまる。したがって、本稿の分析は、現行のWTO協定のもとでは、関税率の一方的な引き下げが難しいことを示唆するものと考えることが可能であろう。今後は、政策当局が非線形な関税率関数を設定することが可能な場合についても検討していきたい。

(経済学研究科博士課程)

参 考 文 献

- [1] Findlay, R. and S. Wellisz, "Endogenous Tariffs, the Political Economy of Trade Restrictions, and Welfare," in Bhagwati, J. N. ed., *Import Competition and Response* (Chicago: University of Chicago Press), 1982, 238-43.
- [2] Grossman, G. and E. Helpman, "Protection for Sale," *American Economic Review* 84-4 (September 1994), 833-50.
- [3] Helpman, E., "Politics and Trade Policy," Eitan Berglas School of Economics, *Tel Aviv University Working Paper* 30-95 (September 1995).
- [4] Rodrik, D., "What does Political Economy Literature on Trade Policy (Not) Tell Us That We Ought to Know?" *Centre for Economic Policy Research Discussion Paper* 1039 (October 1994).